(b)　施設及び区域（二千十三年十月三日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合

第五条

1　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の実施に関するいかなる事項についても合同委員会の枠組みを通じて協議を開始する。

2　両締約国は、この協定の実施に関連して両締約国の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第六条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十五年九月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸田文雄

アメリカ合衆国のために
アシュトン・カーター

○厚生労働省告示第四百二十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月十一日から適用する。

平成二十七年十月九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表第三中「市立岡谷病院」を「岡谷市民病院」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表第1に次のように加える。

1111	ハイリスク薬物動態解析プログラム
1112	腹膜透析用治療計画プログラム
1113	放射線治療計画プログラム
1114	放射線治療用ＱＡＱＣプログラム
1115	眼科手術用治療計画プログラム

別表第2に次のように加える。

1960	呼吸装置治療支援プログラム
1961	骨強度分析プログラム
1962	コンタクトレンズ選択支援プログラム
1963	歯科インプラント用治療計画支援プログラム
1964	歯科矯正用治療支援プログラム
1965	創外固定器治療計画支援プログラム
1966	糖尿病診断補助プログラム
1967	末梢血流量評価プログラム
1968	ＩＣＧ検査用画像解析プログラム

○厚生労働省告示第四百二十三号

平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

第二項第一号ロ(2)に次のように加える。

(iv)　学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第百十九条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第百五条（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものであり、正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が一年以上二年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。

第二項第五号ロに次のように加える。

(4)　第一号ロ(2)(iv)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績（大学院における正規の課程にあっては、訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績）からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(4)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。

ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

○農林水産省告示第二千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　群馬県富岡市妙義町菅原字中宿一一〇四の一、一一〇五の一、甘楽郡下仁田町大字西野牧字瀬成一三三五六、一三三六二の一、南牧村大字大日向字境沢乙九七一、丙九七一、九七四の一、九七四の三、九七七の一、大字六車字東畑二六の二から二六の五まで、三九の七、大字星尾字向平一四三四、甲一四三六、一四三五六の二、一四三七、甲一四三九、字海戸一四六二、字小倉平一四八一、一四八三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

境沢乙九七一、丙九七一、九七四の一、九七四の三、九七七の一、字東畑二六の二から二六の五まで、三九の七、字向平一四三四、甲一四三六、一四三六の二、一四三七、甲一四三九、字海戸一四六二、字小倉平一四八一、一四八三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに富岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）